

林俊夫・弁護士著　くらしの交差点「法学入門」全国信用金庫協会広報誌「楽しいわが家」1990 年 8 月号を読む

## ビラ配布と不法行為責任

1. (1)もうすぐ夏休みが始まるが、この時期に小学生の学童にとって最も気掛かりなのは、1 学期の通知表であろう。  
(2)しかし、この通知表は、それを作成する側の教師等にとっても大変な悩みであるという。  
(3)将来のある学童の学業面での評価を下すことは、その学童の人生にも大きな影響を与える場合があるからである。  
(4)教育界でも通知表の作成方式等の是非をめぐる論争が絶えない。  
(5)そして、そのような論争が社会的紛争にまで発展した事件がある。
2. (1)昭和 55 年、長崎市内の小学校で、教職員側と校長側で成績の評価方式をめぐる対立し、教職員の提出した通知表を校長が決裁しなかったため、児童に通知表が交付されないまま当該学期が終了するという事態が生じた。  
(2)長崎県教育正常化父母の会を名乗る Y は、通知表問題でわかった有害無能な教職員一覧表として、X ら 50 名の勤務先小学校、住所、電話番号、年齢等を記載した上で、X らの教職員組合員が成績評価方式につき教師としての能力を疑われるような愚かな抵抗を続けている等の趣旨のビラ 500 枚を児童等に配布した。
3. (1)X らは、右ビラ配布により、名誉感情および教師としての信頼と評価を傷つけられた上に、いやがらせの電話や手紙が舞い込んだり、自宅の前で一部団体に騒音をたてられたりして、精神的苦痛を受けたとして、Y に対し、不法行為責任に基づく謝罪広告と慰謝料を求める訴訟を提起した。  
(2)これに対し、最高裁判所は、以下の理由で、X らの謝罪広告請求を否定したが、各自 2 万円の慰謝料請求を認めた(最判平 1・12・21)。
4. (1)まず、名誉毀損については、当該行為が公共の利害に関する事項に係る場合には、表現の自由の行使として尊重されるべきものであるから、その目的がもつばら公益を図るものであり、かつ、その前提としている事実が主要な点において事実であることの証明があったときは、その行為は違法性を欠き不法行為は成立しない。  
(2)そして、Y のビラ配布行為は、公共の利害に関する事項についての批判、論評を主題とする意見表明である。また、右行為がもつばら公益を図る目的でなかったとはいえ、右ビラの主題が前提としている客観的事実については、その主要な点において真実であることの証明がある。よって、Y の行為は、名誉毀損の不法行為の違法性を欠くので、X らの謝罪広告の請求は

認められない。

5. (1)しかし、Yのビラ配布行為の後、Xらに対する嫌がらせ行為によって、Xらが受けた精神的苦痛は、社会通念上受忍すべき限界内にあるものとはいえない。  
(2)Xらは、Yの行為に起因して私生活の平穩等の人格的利益を違法に侵害されたというべきであり、Yはそれについて不法行為責任を免れない。  
(3)よって、XらのYに対する慰謝料請求は認められる。
6. これは、一方で論評の自由を広く認めて名誉毀損の成立を否定しつつ、他方で人格的利益の侵害に対する保護を認めたもので、今後、この種のケースの先例となるべき重要な判決といえる。